

公募公告〔無償公募〕

下記のとおり公告に付する。

令和3年11月15日

財務省共済組合

大阪税関支部長 小林一久

記

1. 公募に付する事項：大阪港湾合同庁舎食堂施設の福利厚生施設における経営及び管理
2. 設置場所：大阪港湾合同庁舎8階（大阪市港区築港4丁目10番3号）
3. 使用許可期間：令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までとする。
ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。
4. 募集業者数：1業者
5. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者で適正な業務の履行が確保される者であること。
 - (3) 国税及び地方税を完納していること。
 - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有するものであること。
 - (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (11) 下記6. の説明を受けた者であること。
 - (12) その他の条件については、下記6. に示す場所において説明する。

6. 公募事項等説明の日時及び場所

- (1) 日時：令和3年11月15日（月）～令和3年11月29日（月）
平日 午前9時00分～午後0時00分、午後1時00分～午後4時00分
- (2) 場所：大阪市港区築港4丁目10番3号 財務省共済組合大阪税関支部 大阪税関総務部厚生管理官共済係
- (3) 連絡先：財務省共済組合大阪税関支部 大阪税関総務部厚生管理官共済係（担当者：川北）
電話 06-6576-3056

7. 応募書類の提出

令和3年12月8日（水）午後4時00分までに上記6の申込先に持参すること。
なお、郵送による提出も可とするが、必着とする。

8. 応募書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の応募書類は無効とする。

以上、公告する。